公安委員会 説明資料NO. 1	令和６年警察白書の構成について	令和５年11月16日 長官官房

１　令和６年警察白書の構成

(1)　特集

「匿名・流動型犯罪グループに対する警察の取組」（仮称）

ＳＮＳを通じるなどした緩やかな結びつきで離合集散を繰り返し、特殊詐欺等を広域的に敢行するなどする「匿名・流動型犯罪グループ」について、その特徴や同グループに対する警察の取組を紹介する。

(2)　トピックス

①　銃砲・危険物対策に係る警察の取組

②　良好な自転車交通秩序を実現させるための取組

③　重大サイバー事案対処に係る警察の取組

④　Ｇ７内務・安全担当大臣会合の開催

(3)　年次報告部分

第１章　警察の組織と公安委員会制度

第２章　生活安全の確保と犯罪捜査活動

第３章　サイバー空間の安全の確保

第４章　組織犯罪対策

第５章　安全かつ快適な交通の確保

第６章　公安の維持と災害対策

第７章　警察活動の支え

(4)　備考

○　令和６年警察白書の作成に当たっては、今後の施策の方向性を分かりやすく記述する一方で、全体として簡明なものとなるよう留意する。

○　上記については、今後の情勢次第で変更もあり得る。

２　今後の予定

令和６年７～８月　閣議配布

公　安　委　員　会 説明資料No.　2	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の裁決について	令和５年11月16日 長　官　官　房

公　安　委　員　会 説明資料No.　3	「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件」について	令和５年11月16日 警　　備　　局

１　概要

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第1373号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストを指定する。

２　指定する予定の国際テロリスト

指定する国際テロリストの名称その他の事項を国家公安委員会告示により公告する。

○　指定する予定の国際テロリストの内訳

自　　然　　人：９個人

法人その他の団体：１団体

※　これらの者については、ハマスの資金調達等に関与したとして、米国が資産凍結の対象としている。

○　指定の有効期間

官報による告示の日から３年を超えない範囲で指定

３　指定要件の該当性

指定される国際テロリストは、法第４条第１項各号のいずれにも該当している必要があるところ、上記国際テロリストについては、以下の要件に該当する。

①　外国為替及び外国貿易法により対外取引規制を受ける者（同条同項第１号）

②　我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国により財産の凍結等の措置を受けている者（同条同項第２号ハ）

４　今後の予定

11月20日：法第４条第４項の規定に基づく聴聞の実施

速やかに：聴聞の実施結果を踏まえ、指定の要否を検討